

定期監査指摘事項

監査対象機関名	総務部自治防災課
監査実施年月日	令和7年7月11日（金）、18日（金）
監査の結果	措置の状況
<p>地区補助金について 補助金交付要綱第2条の規定を具体的に規定してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・村より地区にご協力いただくことは多様であり、特に地区協力費は様々な地区の活動があるため、個別の記述することは困難であると考えます。
<p>特殊詐欺対策電話機等購入補助金について ・要綱第10条では、「補助申請者は、補助金で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。この場合において、6年を経過しない場合は、村長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、売払、貸付け、廃棄又は担保に供してはならない。」と規定されているが、簿冊の保存期間は5年となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保存期間を10年に変更します。
<p>住宅等防犯対策補助金について ・要綱では、申請書類で設置完了の写真を求めているが、提出書類のチェックシートでは写真の規定がある。要綱改正するなど整合性を図ること。特殊詐欺対策電話機等購入補助金との整合性を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整合性を図るために、要綱を改正します。

監査対象機関名	民生部健康課	
監査実施年月日	令和7年9月18日(木)、29日(月)	
	監査の結果	措置の状況
	<p>がん患者医療用ウィッグ等購入費助成金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に暴力団等の排除に関する記載がない。村補助金交付規則第20条に規定があるように、当該様式に暴力団等の排除に関する記載を加え、要綱改正されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・千早赤阪村がん患者医療用補整具購入費用助成事業実施要綱の補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に暴力団等の排除に関する項目を追加する要綱改正を令和7年10月3日付けで行いました。

監査対象機関名	産業建設部農林環境課	
監査実施年月日	令和7年10月10日(金)、17日(金)	
	監査の結果	措置の状況
	農業次世代人材投資事業補助金について <ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要綱に上限額の記載を加えること。また、上限額の根拠として、国や府の基準を用いるのであれば、その旨の記載を要綱上で明記すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要綱には国要綱に準ずる旨は、既に明記されているため、起案の際に交付金額等の根拠が確認できるように国要綱を添付する。
	下赤阪棚田の会補助金について <ul style="list-style-type: none"> 暴力団排除に関する記載がない。団体がコミュニティ登録をする際に、暴力団でないことの確認を行っているかどうか確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 団体がコミュニティ登録をする際には、要件申立書により暴力団でないことの確認を行っている。

監査対象機関名	民生部住民課	
監査実施年月日	令和7年11月7日（金）、14日（金）	
	監査の結果	措置の状況
	<p>村人権協会補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 千早赤阪村補助金交付規則に基づき事務処理を行っているが、補助金額に明確な根拠がない。要綱を制定し、補助金の根拠を示すこと。また、補助金の余剰分は、村へ返還させる規定を明記すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の通り、村人権協会補助金に係る要綱を制定いたします。なお、当該補助金は年度当初に概算払の方法により請求しており、余剰分については、千早赤阪村補助金交付規則の手続により精算しております。

監査対象機関名	産業建設部都市整備課	
監査実施年月日	令和7年11月7日（金）、14日（金）	
	監査の結果	措置の状況
	<p>既存建築物耐震診断補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱に暴力団等の排除に関する記載がない。村補助金交付規則第20条に規定があるように、要綱に暴力団等の排除に関する記載を加え、要綱改正すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに要綱の改正をいたします。

監査対象機関名	民生部こども課	
監査実施年月日	令和7年12月12日(金)、令和8年1月15日(木)	
	監査の結果	措置の状況
副食費補助金について	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付規則で暴力団等に該当する者であると確認されたときは補助事業者としないこととしている。しかし、要綱で確認方法の規定がない。どのように確認するか規定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに、副食費補助金要綱を改正し、暴力団等の排除について明記致します。
学童保育連絡会補助金について	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の額は、国要綱の別紙の表に定める基準額を基準とするが、起案用紙に添付されてなく、適正な額か不明である。 補助金の交付申請の添付書類に運営規程が添付されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、起案用紙に必ず国が定めた基準額が記載された表を添付します。 今後は、交付申請時に運営規程を添付するよう指導します。

監査対象機関名	教育委員会事務局教育課	
監査実施年月日	令和7年12月12日(金)、令和8年1月15日(木)	
	監査の結果	措置の状況
	中学校部活動補助金について ・補助金の上限の規定がなく、予算の範囲内で交付となっている。上限を規定されたい。	・必要性について検討します。
	文化協会補助金について ・補助金の上限の規定がなく、予算の範囲内で交付となっている。上限を規定されたい。	・必要性について検討します。
	体育協会補助金について ・補助金の上限の規定がなく、予算の範囲内で交付となっている。上限を規定されたい。	・必要性について検討します。
	村民スポーツフェスティバル補助金について ・補助金の上限の規定がなく、予算の範囲内で交付となっている。上限を規定されたい。	・必要性について検討します。

監査対象機関名	総務部総務政策課、総務部秘書財政課、総務部税務課、産業建設部農林環境課、産業建設部都市整備課、教育課	
監査実施年月日	令和7年7月18日(金)、9月29日(月)、10月17日(金)、11月14日(金)、令和8年1月15日(木)	
	監査の結果	措置の状況
<p>令和6年度における支出負担行為等を遡及適用した事務処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定、支出負担行為の作成時期は財務規則に規定されている。財務規則を確認し、事務処理をされたい。 ・ 業務担当者が変わることがあるのは組織運営上致し方ない。しかし、引継ぎが漏れることによる遡及適用の申請が多い。繰越、債務負担行為や定例的な事務については、口頭だけではなく、資料に残す等、引継ぎ事務の整理をすること。 ・ 契約締結や補助金の交付決定等の際、支出負担行為を作成するが、起案用紙の伺い文に支出負担行為の作成状況を記載する等、必要書類の作成状況を確認する方法も検討されたい。 ・ 遡及適用申請した場合、その原因を記録しフォルダ等に格納する等、再発防止に努めること。 ・ 年度末の繰越作業について、財政担当課から事務処理の手順を通知されている。きちんと内容を確認し、支出負担行為等の作成に漏れのないようにすること。 ・ 補助金交付決定時に調定決議書を作成するが、補助金変更交付決定時に調定の変更漏れがあった。 ・ 交付決定通知の受理後、調定決議書の作成漏れがないか担当者だけでなく、決裁権者も確認するようにすること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ チェックシートを作成し、起案者だけでなく、決裁権者も支出負担行為決議書や調定決議書の作成漏れがないか確認するようにします。 ・ 定例的な事務や遡及適用申請をした事案はフォルダにメモ等を残す等の整理を行います。 ・ チェックシートを作成し、起案者だけでなく、決裁権者も支出負担行為決議書や調定決議書の作成漏れがないか確認するようにします。 ・ 定例的な事務や遡及適用申請をした事案はフォルダにメモ等を残す等の整理を行います。 ・ チェックシートを作成し、起案者だけでなく、決裁権者も支出負担行為決議書や調定決議書の作成漏れがないか確認するようにします。 ・ チェックシートを作成し、起案者だけでなく、決裁権者も支出負担行為決議書や調定決議書の作成漏れがないか確認するようにします。 ・ チェックシートを作成し、起案者だけでなく、決裁権者も支出負担行為決議書や調定決議書の作成漏れがないか確認するようにします。